

# 検索上位表示特約

## 第1条（本特約の適用）

- 「検索上位表示特約」（以下「本特約」という）は、本特約に同意したうえで本サービス（第3条に定義する。本条において以下同じ）の利用にかかる申込みを行い、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）がこれを承諾した者（以下「契約者」という）が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される。
- 本サービスについては本特約に定めのない事項については、掲載サービス約款（以下「原約款」という）及びぐるなびネット予約利用約款（以下「原約款」とあわせて「原約款等」という）が適用されるものとする。なお、本特約の定めと原約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本特約の定めが優先して適用される。

## 第2条（契約の成立）

- 契約者は、本特約の内容を承諾したうえで、当社所定の申込方法に従って、申込画面又は申込書（以下「申込書等」という）を当社に送信又は提出することにより、本サービスの利用申込を行う。
- 当社は、契約者より前項で定める方法により本サービスの利用申込があった後に当社所定の審査を行うものとし、当社が申込を承諾した時点で本サービスにかかる契約（以下「本契約」という）が成立する。

## 第3条（本サービス）

- 当社は、本サービスとして、当社が設定する業態、飲食店の特徴等に関連する各種テーマ（「個室」、「居酒屋」、「食べ放題」等）に合致する飲食店の検索結果一覧ページ上に、契約者が指定する店舗（以下「対象店舗」という）のページ（以下「店舗ページ」という）を、契約者が購入した期間に応じて、上位箇所に表示するサービスを提供する。
- 当社は、対象店舗が以下に掲げる事項をすべて満たしていることを本サービス提供の条件とする。
  - 対象店舗がぐるなびのレストラン掲載サービス（販促プラン）を契約していること。
  - 対象店舗がネット予約サービスを利用していること。
  - 対象店舗がネット予約サービスにおいて、コース予約の設定を行い、これを受け付けていること。
  - 対象店舗が来店ポイントの付与の設定を行っていること。
  - 当社が別途指定する検索結果表示及び上位表示設定を行っていること（店舗ページの基本情報の「料理ジャンル」、「メニュー」、「こだわり」といった特定の箇所に各種テーマのワードを設定していること等）
  - 本サービスのうちAパッケージ限定商品については、レストラン掲載サービス（販促プラン）のAパッケージを契約していること。
- 本サービスの詳細については営業資料等において定めるとりとする。

## 第4条（表示対象期間）

- 本サービスにおける表示対象期間は、別途当社が指定する表示対象期間の開始日より、1か月若しくは3か月の期間（以下「スポット」という）又は12か月単位の継続期間（以下「定期」という）とする。
- 表示期間が1か月に満たない場合であっても、日割り計算は行わず、当社は利用料金の減額又は返金は行わない。また、この場合、当社は契約者に生じた損害、逸失利益等を補填しないものとする。

## 第5条（本サービスの利用料金及び支払い）

- 本サービスの利用料金（以下「利用料金」という）は、申込書等に記載のとおりと

する。

- 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とする。
- 契約者は、月毎の利用料金を表示開始月の翌月の末日までにそれぞれ当社に支払うものとする。
- 契約者は、第4条第1項に定めるスポットについて、申込後の撤回又は解約を行う場合、利用料金の全額を支払う義務を負う。
- 第6条に定める本契約期間中に契約者が第3条第2項に定める購入条件、提供条件及び営業資料に記載された基準を満たさなくなったことにより、本サービスの提供がなされなくなったときであっても、当社は利用料金の変更、減額又は返金は行わず、契約者は、当社に利用料金を支払う義務を負う。

## 第6条（契約期間）

本契約の期間は、表示対象期間の開始日より契約者が選択した表示対象期間の終了日までとする。但し、定期については、12か月自動更新とし、定期の期間満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対し、契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は同一条件にて12か月自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

## 第7条（本サービスの停止）

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、契約者へ事前に通知のうえ、本サービスの内容を変更し、または、本サービスの正常な提供を行うのに必要な期間、本サービスの提供を一時的に停止することができる。ただし、緊急に本サービスの提供を停止する必要性が高いと判断した場合等、事前通知が困難な場合には、契約者への事後の通知をもってこれに替えることができる。

- 本システムの定期保守、点検、もしくは更新を行う場合、またはこれらを緊急に行う必要がある場合
  - 通常のウイルス対策では防止のできないウイルスによる被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合
  - 突発的な本システムの故障等が発生した場合
- その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合

## 第8条（表示の停止）

- 当社は契約者が以下に該当した場合、当社の判断で本サービスの提供を停止することができるものとする。
  - 契約者が各種テーマに合致しない又は合致しないおそれがあることが判明した場合
  - 契約者の情報がユーザーに誤解を生じさせる又はそのおそれがあることが判明した場合
  - 契約者が本特約及び原約款等に違反した場合
- 前項に該当し当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、当社は利用料金の変更、減額又は返金は行わず、契約者は、当社に利用料金を支払う義務を負う。

以上

制定日 2025年9月24日

改定日 2026年3月2日